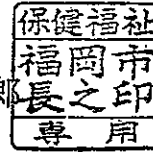




保年第1786号
平成23年1月19日

福岡市国民健康保険運営協議会
会長 尾形 裕也 様

福岡市長 高島 宗一郎



平成23年度 福岡市国民健康保険事業の運営について (諮問)

国民健康保険事業の運営につきましては、かねてより貴協議会のご指導、ご協力を
いただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

国民健康保険は国民皆保険制度の基盤をなすものとして、重要な役割を担っているところ
ではありますが、高齢者や低所得者の加入割合が高く構造的な問題を抱えており、その財
政基盤は非常に脆弱なものとなっております。

本市の国民健康保険事業におきましても、高齢化の進展等により医療費の増大が見込ま
れる中、被保険者の納付資力が低下してきており、その運営はますます難しくなってきて
おります。

平成23年度の事業運営に当たり、こうした国民健康保険の構造的な問題や経済情勢等
を踏まえ、次のとおり諮問いたしますので、ご審議のうえ、ご答申くださいますようお願い
いたします。

記

1. 被保険者一人あたり保険料について

(1) 一般被保険者医療給付費分

平成23年度の一般被保険者医療給付費分にかかる保険料は、被保険者一人あたり
54,989円 (前年度に比し、2,752円引下げ) とする。

(2) 後期高齢者支援金等分

平成23年度の後期高齢者支援金等分にかかる保険料は、被保険者一人あたり
17,010円 (前年度に比し、752円引上げ) とする。

(3) 介護納付金分

平成23年度の介護納付金にかかる保険料は、被保険者一人あたり
20,341円 (前年度に比し、654円引下げ) とする。

2. 保険料の賦課限度額について

(1) 医療給付費分

平成23年度の医療給付費分にかかる保険料の賦課限度額は、
51万円 (前年度に比し、1万円引上げ) とする。

(ただし、賦課限度額にかかる政令が改定された場合)

(2) 後期高齢者支援金等分

平成23年度の後期高齢者支援金等分にかかる保険料の賦課限度額は、
14万円 (前年度に比し、1万円引上げ) とする。

(ただし、賦課限度額にかかる政令が改定された場合)

(3) 介護納付金分

平成23年度の介護納付金分にかかる保険料の賦課限度額は、
12万円 (前年度に比し、2万円引上げ) とする。

(ただし、賦課限度額にかかる政令が改定された場合)

3. 出産育児一時金の額について

現在、平成23年3月31日までの特例措置として4万円引上げ39万円としている
出産育児一時金について、経過措置終了後の平成23年4月1日以降においても、これ
を恒久化し、39万円とする。

(ただし、出産育児一時金にかかる政令が改定された場合)

なお、産科医療補償制度に加入する医療機関で分娩した場合の3万円を上限とした加
算については、現行どおりとする。

以上